備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十一　陸上自衛隊高田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県上越市	新潟県上越市	
南城町三丁目七番一号	東城町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南城町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字今池（次の図面に示す部分に限る。）、大字上稲田（次の図面に示す部分に限る。）、大字子安（次の図面に示す部分に限る。）、大字島田下新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字七ケ所新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字下箱井（次の図面に示す部分に限る。）、大字高田新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字丸山新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字樋場（次の図面に示す部分に限る。）、大手町、大町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鴨島一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、北城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、子安（次の図面に示す部分に限る。）、新南町、とよば（次の図面に示す部分に限る。）、子安新田（次の図面に示す部分に限る。）、西城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東城町一丁目から三丁目まで、本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南新町一丁目から四丁目まで、南新町（次の図面に示す部分に限る。）、南高田町（次の図面に示す部分に限る。）、南本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び本城町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十二　陸上自衛隊富山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
富山県砺波市	富山県砺波市	
鷹栖出九百三十五	鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）	永福町、小島（次の図面に示す部分に限る。）、狐島（次の図面に示す部分に限る。）、神島（次の図面に示す部分に限る。）、新富町（次の図面に示す部分に限る。）、杉木一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）、中神（次の図面に示す部分に限る。）、中神一丁目から五丁目まで、西中（次の図面に示す部分に限る。）、広上町（次の図面に示す部分に限る。）、深江（次の図面に示す部分に限る。）、本町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若草町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十三　陸上自衛隊金沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
石川県金沢市	石川県金沢市	
野田町一番八号	野田町（次の図面に示す部分に限る。）	泉野出町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大桑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、大桑新町、上荻島欠、大桑町イ、大桑新町ウ、大桑町ラ、御所谷（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町下荻島欠、大桑町イ、大桑町平、大桑町チ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ツ甲、大桑町ト、大桑町中尾山（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町猫シタイ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ハ、大桑町ム、大桑町ラ、大桑町リ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ロ甲、大桑町和（次の図面に示す部分に限る。）、笠舞本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、笠舞一丁目及び二丁目、小立野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十一屋町（次の図面に示す部